

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を別紙のと
おり公表する。

令和8年1月29日

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 枇杷木 正伸

定期監査報告書

第1 監査の対象及び監査の期間

財務に関する事務の執行について、次の監査対象部局等に対して、次の表のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監査の対象部局等	対象期間	監査期間
教育部 平良小学校、宮内小学校、 地御前小学校、佐方小学校、 阿品台西小学校、金剛寺小学校、 阿品台中学校、四季が丘中学校	令和7年度 令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	令和7年10月14日から 令和8年1月26日まで

第2 監査の方法

監査は、廿日市市監査委員条例（昭和39年条例第4号）、廿日市市監査基準（令和2年3月27日監査委員決定）及び実施要領（平成31年3月29日公表）により実施した。

実施に当たっては、監査の対象における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令及び予算に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて留意し、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、補助職員による補助監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料等を基に、関係資料を抽出により検査・照合するとともに、関係職員から説明を聴取する方法により実施した。また、書面監査は、補助職員による補助監査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施した。

実地監査 平良小学校、地御前小学校、四季が丘中学校

書面監査 宮内小学校、佐方小学校、阿品台西小学校、金剛寺小学校、
阿品台中学校

第3 監査等の実施場所

平良小学校、地御前小学校、四季が丘中学校

第4 監査の結果

各所属における事務・事業執行については、「第2 監査の方法」のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていた。

また、公表までに至らなかった軽易な事項については、監査の過程において口頭及び文書で改善指導を行った。